

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	市営住宅等の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

可児市は、公営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

可児市長

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅等の管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法及び可児市市営住宅管理条例に基づき、住宅困窮者に対し、低廉な家賃で賃貸を行っている。特定個人情報ファイルは次の事務で取り扱う。 ①収入の申告の受理、審査又は申告に対する応答 ②家賃、金銭もしくは敷金の減免の申請の受理、審査又は申請に対する応答 ③敷金の徴収 ④家賃、敷金もしくは金銭の徴収猶予の申請の受理、審査又は申請に対する応答 ⑤入居の申込みの受理、審査又は申込みに対する応答 ⑥同居しようとするときの事業主体の承認の申請の受理、審査又は申請に対する応答 ⑦名義を承継しようとするときの事業主体の承認の申請の受理、審査又は申請に対する応答 ⑧明渡し請求の期限の延長の申し出の受理、審査又は申し出に対する応答 【市営住宅の入退去に関する情報連携】 番号法別表第二に基づき、市は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する個人情報について照会を行う
③システムの名称	公営住宅管理システム、宛名管理システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表の27の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の53の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設部施設住宅課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	可児市建設部施設住宅課 〒50-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	可児市建設部施設住宅課 〒50-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行っているため、人為的ミスが発生するリスクの対策は十分である。</p> <p>・各申請書に記載された個人番号と、本人の提示するマイナンバーカードまたは住民票等に記載の個人番号の照合</p> <p>・特定個人情報の記載がある申請書等の保管および移動・廃棄</p>
9. 監査	
実施の有無	<p>[] 自己点検 [<input checked="" type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査</p>
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。なおデータファイルでの保管はしないこととしている。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月15日	1.特定個人情報の管理に関する事務 ②事務の概要	⑦明け渡しの請求	削除	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
令和3年2月15日	1.特定個人情報の管理に関する事務 ②事務の概要	⑧家賃の決定又は金銭の徴収	削除	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
令和3年2月15日	I 1 ②事務の概要	⑩基準を超える収入がある場合の他の適当な住宅に入居することができるようにするための斡旋	削除	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
令和3年2月15日	I 1 ②事務の概要	⑪収入状況の請求	削除	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
令和5年2月27日	I 4 ②法令上の根拠	第19条第7号	第19条第8号	事後	年1回の見直しによるもの
令和6年8月20日	II 1 対象人数いつの時点の計数	R2.3.19	R6.3.4	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、修正によるもの
令和6年8月20日	II 2 取扱者数いつの時点の計数	R2.3.19	R6.3.4	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、修正によるもの
令和6年8月20日	II 3 重大事故	発生なし	発生あり	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、修正によるもの
令和7年1月24日	I 1 ②事務の概要	—	「⑦名義を承継しようとするときの事業主体の承認の申請の受理、審査又は申請に対する応答」の追加	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	I 3 法令上の根拠	別表第一の19の項	別表の27の項	事後	再実施に伴う見直しによるもの(番号法改正)
令和7年1月24日	I 4 ②法令上の根拠	別表第二の31の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の53の項	事後	再実施に伴う見直しによるもの(番号法改正)
令和7年1月24日	I 9 規則第9条第2項の適用	—	[]適用した	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)
令和7年1月24日	II 1 対象人数いつ時点の計数か	R6.3.4	R6.9.30	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	II 2 取扱者数いつ時点の計数か	R6.3.4	R6.9.30	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	II 3 重大事故	発生あり	発生なし	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	IV 8 人手を介在させる作業	—	十分である／判断の根拠	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)
令和7年1月24日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策／十分である／判断の根拠	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)